

上田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

市民の利便性の向上及び行政手続の簡素化に加え、行政事務の効率化及び合理化を図るため、また、デジタル時代に向けた制度見直し等の一環として、申請等の押印の見直しを進めた結果、条例は、本条例1本について、別記様式の「印」を削る等所要の改正を行うもの

2 押印の見直しに係る取組方針

申請など市民等から求めるもの、また、市の内部手続に伴うものともに、押印は原則として廃止する。ただし、法令等に規定があるもの、契約書及び印鑑証明書の添付が必要など重要な行政手続に係るものは、廃止しない。

なお、押印廃止により、メールや電話での再確認、身分証明の写しの提出など、代替手段が煩雑となり、利便性が阻害される手続等は、継続して検討を行い、オンライン認証等の手段の構築に併せて廃止とする。

また、押印廃止に取り組むとともに、本人確認をマイナンバーカード等の掲示に見直すなど、添付書類の削減についても検討を行う。

(1) 市民等に求める押印の考え方

- ・登録印等によらない押印は、本人確認の手段として効果が大きくない。
- ・本人確認がなされた本人からの申請等の事実があれば、真意は確認できる。
- ・内容の真正性は、手続き全体で評価できる。

(2) 内部手続に伴う押印の考え方

- ・人事給与関係は、厳格な本人確認の必要性は高くない。
- ・契約書への押印は地方自治法に規定されるが、見積、請求等については法令に定めはない。

3 今回の見直し結果（押印廃止に係る改正例規数167本、872箇所）

- | | | |
|---------|-----|-------------------------------------|
| (1) 条例 | 1本 | 上田市職員のサービスの宣誓に関する条例 |
| (2) 規則 | 63本 | ※単独で改正する上田市国民健康保険給付規則の一部を改正する規則を含む。 |
| (3) 訓令 | 9本 | |
| (4) 告示 | 68本 | |
| (5) その他 | 26本 | ※公営企業管理規程、教育委員会規則など |

4 施行日

令和4年1月1日

※規則以下及び各課の内規、慣行により押印を求めている申請等に係る押印廃止についても同日施行